

# 一般財団法人 日本航空協会 ガバナンス・コード

一般財団法人日本航空協会（以下「協会」という）は、一般財団法人としてのガバナンスが重要となっている現状に鑑み、以下のガバナンス・コードを策定し、役職員がこれを遵守することにより、持続的かつ効果的な発展を図るものとする。

## 1 協会の使命と目的

協会は、航空宇宙思想の普及、航空宇宙文化の醸成、航空宇宙技術の向上を図り、内外の航空宇宙団体との緊密な連携のもとに、航空宇宙諸般の進歩発展に寄与することを目的として踏まえ、これを実現するために協会の事業計画及び収支予算に基づく事業の遂行と協会自体の運営を持続的かつ効果的に行うことを使命とする。

## 2 誠実性・社会への理解促進

協会の役職員は、一般の人々が一般財団法人に寄せる信認と信頼が重要であることを常に認識し、日頃の行動は誠実性をもって実行し、個人の利益になることは行わず、利益相反となる取引については、行うとしても法令並びに内部規範に則るものとする。また、協会は、法令等に従って情報を公開するのみならず、自らが行っている事業について、適切に一般の人々に対して公開し、社会一般や関係者からの理解を得るよう努力するものとする。

## 3 協会の機関の権限と運営

協会の機関の権限と運営は、法令、定款に定められているが、協会の役職員はその意義について明確に意識するとともに、それぞれの機関においては、法令、定款に沿った形式を踏むとともに、内容のある議論に基づいた運営を行うものとする。

## 4 協会の業務執行

常任理事会による業務執行の決定・監督にあたっては、協会の事業の目的と意義に沿って、主体的に理事及び職員と連帯して行動する。そのため、代表理事である会長、業務執行理事である、副会長、専務理事、常務理事、並びに監事の選定・解職に留意するとともに、それぞれの役割と責任を明確に規定する他、事務取扱手続等を定めて適用する。

## 5 理事会、常任理事会の有効な運営

協会の有効な運営が行われるかどうかは、理事会、常任理事会にかかっており、評議員会において理事、監事の選任・解任が妥当に行われ、理事会にて選定された会長及び業務執行理事のリーダーシップのもと、協会の保有する専門性や財産を活用し、職員とチームを組んで事業を推進する。事業の執行については、理事同士が執行の監督を行うとともに、監事の外部的視点からの監査監督を十分に行う。

## 6 情報公開・説明責任・透明性

協会は、運営上の規律の遵守を確保し、義務や責任を果たしていることの証として、協会の事業活動について適切に情報開示することで、社会に対する事業活動の透明性を確保し、説明責任を果たす。

## 7 リスク管理・個人情報の保護

協会は、リスクの範囲が広がり、または先鋭化している現状を鑑み、協会自体のみならず関係者を守るため、リスクへの対応がより重要となっていることを認識する。また、個人情報の保護等については、細心の注意と対策が必要であり、協会として組織的な管理を徹底する。

## 8 コンプライアンスの遵守

協会は、一般財団法人として関連する法令や定款等の遵守を徹底し、誠実かつ公正に行動する。

- (附則)
- 1 本ガバナンス・コードの決定・変更は常任理事会の議決をもって行う。
  - 2 本ガバナンス・コードは令和5年4月1日より運用する。